

## 約諾書に基づく遅延損害金の率

次に掲げる約諾書の規定に基づき本所が定める遅延損害金の率は、100円につき 1 日 4 銭とする。

- (1) 信用取引口座設定約諾書第11条第3項及び第13条
- (2) 発行日取引の委託についての約諾書第8条
- (3) 先物・オプション取引口座設定約諾書第14条第3項及び第16条
- (4) 取引所 FX 取引口座設定約諾書第17条第3項及び第19条

### 付 則

この規則は、平成21年 6 月 16 日から施行する。

### 付 則

この規則は、平成25年 1 月 1 日から施行する。